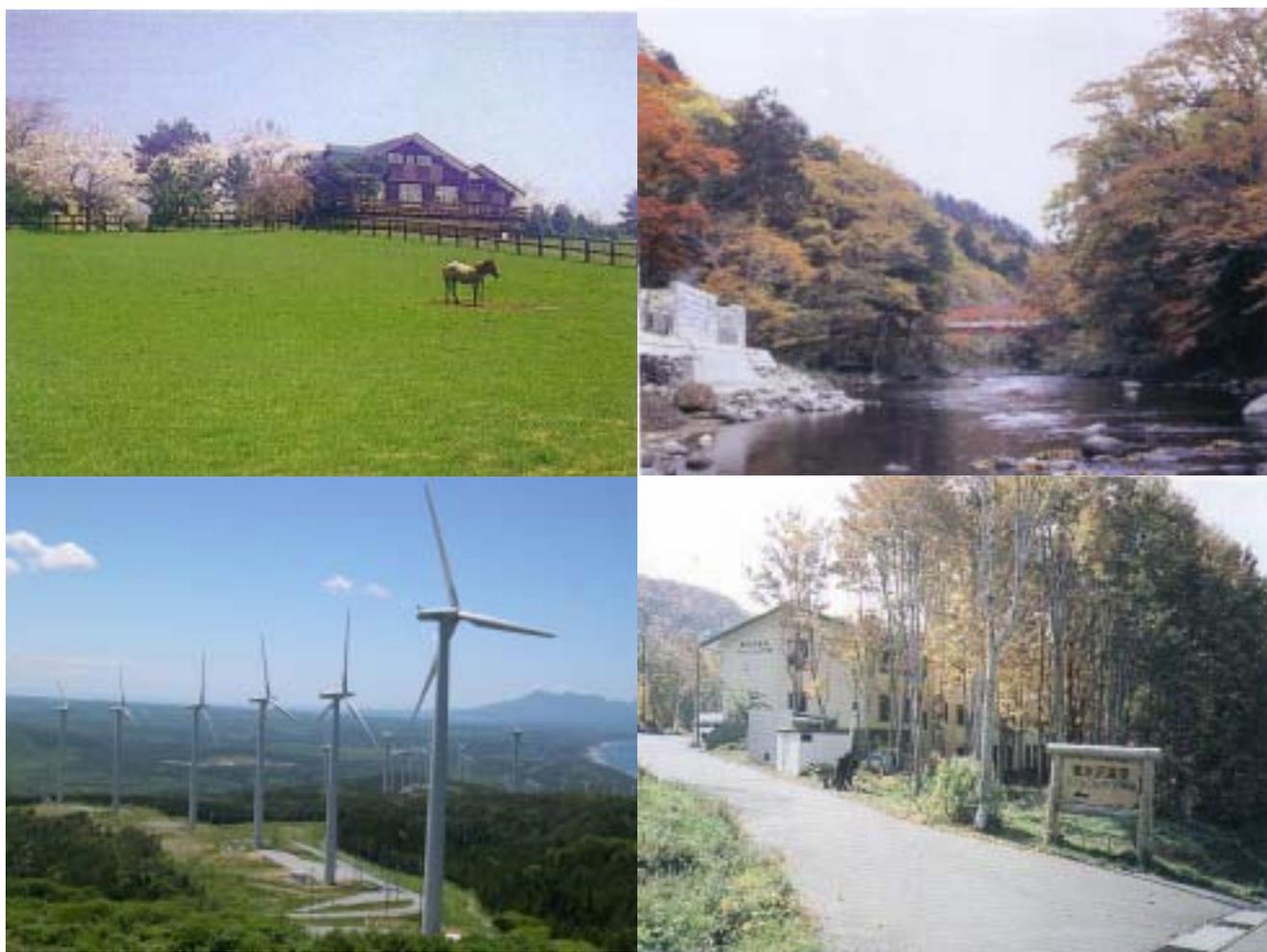


青森県景観条例及び景観法に基づく

大規模行為の 届出制度のあらまし



青 森 県

大規模行為届出制度とは

大規模な建築物や工作物の建設等を行うときは、届出が必要です。

大規模な建築物や工作物、開発行為などは、周辺景観に大きな影響を与えます。

このため、県では、一定の規模を超える建築物の新築や工作物の建設などの行為(大規模行為)について、青森県景観条例及び景観法に基づき、あらかじめ県に届けていただくこととしています。

届出が必要な行為(大規模行為)及び対象区域

対象行為の種類

一定規模を超える以下の行為が対象です。
(規模は次の届出を要する行為の規模を参照してください)

- 1 **建築物**の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更をすることとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
- 2 **工作物**の新設、増築、改築若しくは移転又は外観の変更をすることとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
- 3 **開発行為**
- 4 **土石の採取又は鉱物の掘採**
- 5 **土地の形質の変更**(開発行為、土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)
- 6 **屋外における土石、再生資源その他の物件の堆積**
- 7 **水面の埋立て又は干拓**

対象区域

対象区域は、青森市・弘前市を除く区域です。

対象区域



八戸市は、平成19年7月以降、対象外区域となる予定です。

適用除外

上記に該当する行為(大規模行為)であっても、次の場合には届出は必要ありません。

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

- ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・仮設の工作物の建設等
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・建築物の増築等で、当該行為に係る床面積の合計が、10平方メートルを超えないもの
- ・建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの
- ・存続期間が90日を超えない仮設の建築物の建築等
- ・90日を超えない屋外における物件の堆積
- ・外部から見通すことができない場所での物件の堆積

非常災害のため必要な応急措置として行う行為

屋外広告物条例の規定に適合する広告板、広告塔その他これらに類する工作物

国、地方公共団体又は規則で定める公共団体等が行う行為

法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為で、規則で定めるもの

農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更

専ら地盤面下又は水面下において行う行為

届出を要する行為の規模

届出が必要となる規模は、それぞれ行為の種類毎に次のとおり定められています。

行為の種類	届出を要する規模
建築物 (新築、増築、改築、移転、外観の変更)	高さ13m又は建築面積1000㎡を超えるもの 上記の外観面積の1/2を超える外観の変更
工作物 (新設、増築、改築、移転、外観の変更)	工作物の種類により、高さ5m、13m、20mを超えるもの、築造面積1000㎡を超えるもの等 (下の届出を要する工作物一覧表を参照してください。)
開発行為	面積3,000㎡、法面の高さ5mを超えるもの
土石の採取又は鉱物の掘採	
土地の形質の変更	
屋外における物件の堆積	高さ5m、面積1000㎡を超えるもの
水面の埋立て又は干拓	面積3,000㎡、法面の高さ5mを超えるもの

工作物の詳細はこちらです

工作物の種類	届出を要する規模	
さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さ5mを超えるもの	
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物(の支持物に該当するものを除く)	高さ13mを超えるもの	
煙突、排気塔その他これらに類する工作物	高さ20mを超えるもの	
電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路(これらの支持物を含む。)	高さ20mを超えるもの	
物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ(建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの高さ)13mを超えるもの	
広告板、広告塔その他これらに類する工作物	高さ(建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの上端までの高さ)13m又は表示面積の合計が15㎡を超えるもの	
彫像、記念碑その他これらに類する工作物	高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設		
自動車車庫の用に供する立体的施設		
アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設		
石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設		
汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設		
上記の外観の変更		外観に係る面積の2分の1に相当する面積を超えるもの

青森県大規模行為景観形成基準(抜粋)

青森県景観計画区域内で大規模行為をする者は、この大規模行為景観形成基準に適合するよう努めなければなりません。

県では届出のあった大規模行為がこの大規模行為景観形成基準に適合しているかどうかについて審査し、必要に応じ勧告又は変更命令を行うことがあります。

共通事項

地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。

行為地の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。

行為地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。

行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。

建築物・工作物(位置、規模、形態意匠、素材)

地域のシンボルとなる山稜近傍地にあっては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。

良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。

市街地にあっては、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。

建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。

周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。

多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。

周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。

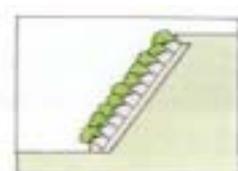
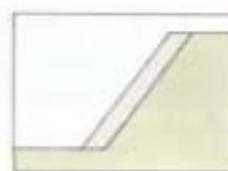
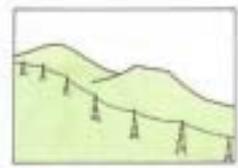
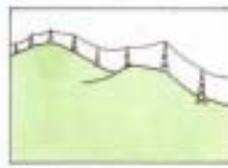
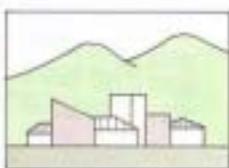
敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。

開発行為その他土地の形質の変更外

現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。

(採取又は掘採)跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。

記載内容は抜粋であり一部省略していますので、詳細は青森県景観ホームページ(<http://www.pref.aomori.lg.jp/keikan/daikibo/kijun.htm>)をご覧ください。

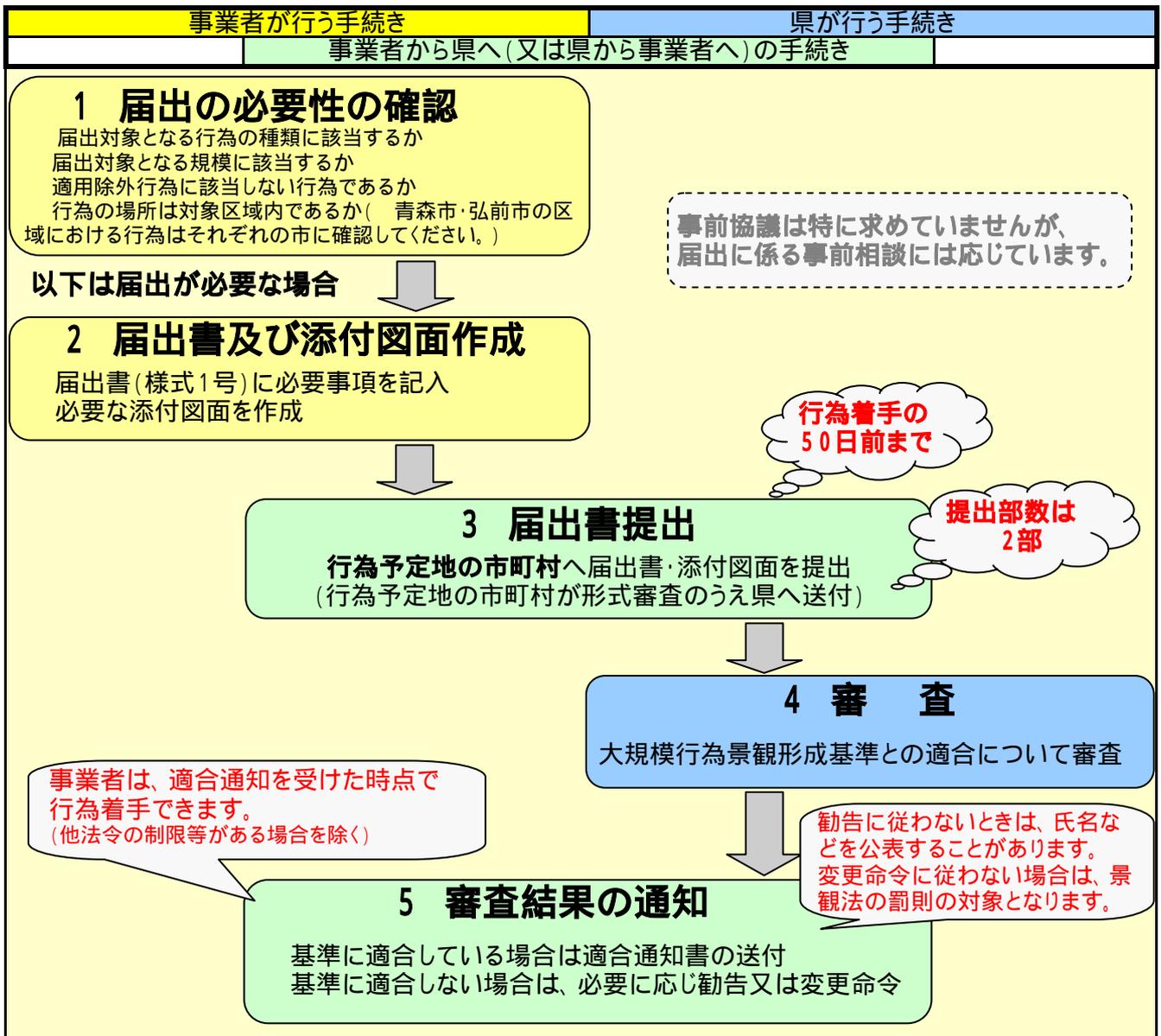


大規模行為届出の手続き

届出手続きの留意事項

届出期限	行為着手の50日前まで
届出部数	2部
届出書類	届出書(様式1号)、 添付図面
提出先	行為予定地の市町村担当課

届出手続きの流れ



問い合わせ先

青森県県土整備部都市計画課景観グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL 017-734-9683(直通) FAX 017-734-8196

大規模行為届出制度のホームページ(<http://www.pref.aomori.lg.jp/keikan/daikibo>)をご覧ください。